

- ・GDPに占める環境関連税制の税収の割合について、日本ではOECD平均よりも低い。こうした中で環境関連税制の税収を下げる、つまり税率を下げるということは取るべき政策ではない、といったことは、忘れてはならない視点である。

○ 諸外国における環境税制の効果

イギリス、ドイツ、デンマーク等において、環境対策の役割も果たす税制について削減効果があったと指摘されている。

- ・例えばイギリスにおいては、ケンブリッジ・エコノメトリクスが、炭化水素油税の増税（1993年～99年）や気候変動税の導入（2001年）について、CO₂排出量削減効果を試算している。具体的には、炭化水素油税の増税により、2010年で、3.7～9.2百万CO₂トンが削減（2001年試算）、気候変動税の導入により、2010年で12.8百万CO₂トンが削減（2005年試算）とされている。
- ・また、イギリスは、必ずしも高額ではない環境税（気候変動税）、排出量取引制度、協定（気候変動協定）、補助金があり、非常にきれいなポリシーミックスを作っていて、全体として見ると、経済に対する影響等を抑えた上で、多くの経済主体に炭素の価格が将来上がることを示し、投資判断に影響を与える効果を挙げている。こうした取組も参考の上、制度設計すべきである。

6. 関連する個別のグリーン税制も含めた全体的な在り方

○ 関連する個別のグリーン税制（例えば、自動車、住宅等に係る排出抑制インセンティブとしての税制）も含めた全体的な在り方

環境税を含めて、税制全体のグリーン化を図っていくことが今後の大きな方向である。

- ・環境税の税収の使途が一般財源となる場合でも、使途として温暖化対策のための設備投資促進とするほか、自動車税のグリーン化を始めとした個別税制のグリーン化等他の様々な対策を盛り込んで、より低い税率であっても、経済影響を緩和しつつ、効果を確実に上げる仕組みも考えるべきである。
- ・増税でいくのか、税収中立ていくのかといった選択も共に可能であり、意識して設計を行うことが望まれる。また、税制全体の構造として議論することも必要である。環境税を導入して、他の税のグリーン化に伴う減税等に充てることもあり得る。グローバル化や様々な格差是正の中で、また、国・地方の役割分担を一層適切にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのかについての検討も必要である。どういう理念型で21世紀の我が国の税制の姿を作っていくのかといった時に、地球環境を利用し、消費する行為に税負担を求める方向、すなわち、環境税を含めて、

税制全体をグリーン化していくということは、非常に重要な方向性を示すものである。

- ・我が国社会経済の持続可能性（サステナビリティ）を考える場合、これからは、税制においても、その在り方として、経済成長、社会保障といった種々の課題への対応に併せて、環境の視点を組み込んでいくことが不可欠である。20年後の世界の税制を見通せば、環境関連税制は何らかの形で、税体系全体の中で存在感のあるものになっていることは間違いなかろう。こうした展望に立って環境税を含め、税制全体のグリーン化について、検討の上、積極的な具体化を図っていくべきである。